

坂井市地域公共交通会議設置要綱の改正について

【改正の理由】

現在、坂井市では、道路運送法に基づく「坂井市地域公共交通会議」と、地域公共交通活性化再生法に基づく「坂井市地域公共交通活性化協議会」の二つの組織について設置要綱を定め、それぞれの役割に応じて協議を行うこととなっておりますが、地域公共交通会議を活性化協議会として位置づけることにより、会議における検討・取組が一層促進されることが期待できることから、両会議を一元化するために改正したいと考えています。

	地域公共交通会議	地域公共交通活性化協議会
設置根拠	道路運送法施行規則第9条の2	地域公共交通活性化再生法第6条
協議の内容・効果	道路運送法の手続きの弾力化や簡素化	地域公共交通計画（マスタープラン）の作成及び実施
対象交通モード	自動車交通	地域の公共交通全般 （地域鉄道、路線バス等）
主催者	市長	市長

【主な改正内容】

- ・第1条（設置）に「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく協議会として設置することを明記します。
- ・第2条（所掌事務）に、地域公共交通計画の策定、変更及び実施に関することを明記します。

【その他】

- ・坂井市地域公共交通会議設置要綱の改正をもって、地域公共交通活性化協議会設置要綱は廃止となります。
- ・改正は令和5年度中に行う予定です。